

わんぱくの森（プレーパーク）
グランドデザイン作成等業務委託

仕 様 書

令和6年4月

千葉県 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課

第 1 章 業務概要

1 委託名

わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務委託

2 目的

本市は、令和5年度に「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、北谷津地域を子どもたちが遊びながら環境学習が体験でき、また、環境の重要性を発信する拠点とすることとし、「自然体験と環境学習の融合」を念頭に、さらなる地域の活性化や清掃工場を含めた周辺地域において、環境学習拠点づくりに資する施設整備を行うこととした。

わんぱくの森（プレーパーク）は、森林を活かした子どもたちが自由に活動できる施設とするため、これまで地元自治会と意見交換を行いながら、「コンセプト及び整備運営方針」※¹について検討を進めてきたところであり、これらを踏まえて具体的な導入機能や運営体制、将来のイメージ図などを盛り込んだグランドデザインを作成し、今後のわんぱくの森（プレーパーク）整備運営における指針とすることを目的とする。

※¹ 基本計画の14ページ参照

3 わんぱくの森（プレーパーク）の整備予定地の概要※²

場 所	千葉市若葉区北谷津町地内他（新清掃工場（仮称）隣接地）
地 目	山林
指 定 区 域 等	市街化調整区域、地域森林計画対象民有林
面積（想定）	約3,000㎡

※² 基本計画7ページ参照

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

5 （参考）わんぱくの森（プレーパーク）事業想定スケジュール

令和6～7年度	グランドデザイン作成、運営体制の検討、運営に関わる人材の発掘、森遊びの検討、情報発信
令和8～10年度	基本設計、実施設計、プレオープン（プレーリーダー育成）
令和11年度	施設工事
令和12年度	施設供用開始

第 2 章 総 則

1 業務の履行

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

2 主任技術者及び担当技術者

- (1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し、届出なければならない。
なお、経歴書及び資格証の写しを添付しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、業務遅滞を生じないように担当技術者を配置しなければならない。

3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者選任届及び主任技術者経歴書
- (3) 担当技術者選任届及び担当技術者経歴書
- (4) 作業計画書
- (6) 完了届
- (7) 納品書、成果品
- (8) その他必要な書類

4 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

7 作業計画

受注者は、契約締結後、作業計画書を提出し発注者の承諾を受けなければならない。作業計画書には、次に示す事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施体制図
- (3) 業務実施担当者一覧（経歴書を添付）
- (4) 実施工程表
- (5) その他発注者が指示する事項

8 業務の監理

- (1) 受注者は、業務の履行にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。

る。

- (2) 受注者は、業務の履行にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が関係する行政機関等との協議が必要なとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、議事録を作成のうえ発注者に提出しなければならない。

9 業務管理体制

- (1) 受注者は、業務の円滑な履行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 前項の技術者のうち、1名を主任技術者とし、主たる会議等への出席等業務の全般にわたり技術監理を行わせるものとする。

10 検査

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、発注者の検査合格をもって引渡しとする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

12 仕様書の適用範囲

本仕様書は業務の履行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

13 業務の変更及び停止

発注者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額を増減する。

14 その他注意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議のうえで進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に無償で譲渡すること。
また、受注者は、発注者の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議をする場合には、発注者に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (4) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。

- (5) 受注者は、本業務の引き渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

1 5 成果品

受注者は、業務完了後に、下記の成果品を速やかに提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (1) わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務報告書（本編） | 3 部 |
| (2) わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成等業務報告書（資料編） | 1 部 |
| (3) 電子データ（DVD-R） | 1 枚 |

第 3 章 委託内容

1 委託業務内容

(1) わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザイン作成業務

森林を活かした子どもたちが自由に活動できるわんぱくの森（プレーパーク）の整備に向け、基本計画を踏まえ、立地を活かした最適な整備内容、持続可能な管理運営体制などについて、ワークショップを実施し参加者の意見を踏まえ、グランドデザインを取りまとめる。

作成に当たり想定する業務は以下のとおりとするが、グランドデザインを作成するに当たり必要な事項については発注者と協議のうえ調査、検討等を行う。

ア 昨年度までの検討状況の整理

昨年度までに実施した周辺関係者とのワークショップ等での検討結果を踏まえ、解決すべき課題を整理する。

イ わんぱくの森（プレーパーク）の導入機能、取り組み等の検討

これまでに実施したワークショップの成果や本業務において開催するワークショップの意見を踏まえ、森遊びの内容や取り組み、プレーパークを導入するにあたり必要となる各種機能及び遊具等の整備内容・配置、ゾーニングの設定、市が整備する施設・プレーパーク開催頻度等について検討する。

ウ 管理運営体制等の検討

持続可能な管理運営体制を構築するため、わんぱくの森（プレーパーク）の維持管理、プレーリーダーの育成やプレーパーク開設に当たって必要となる担い手の確保、活動に関する情報発信の手法等について検討する。

エ 将来の供用後イメージ図の作成

検討した各種機能及び遊具等の整備内容・配置、ゾーニングを踏まえ、わんぱくの森（プレーパーク）の目指すべき将来像をイメージ図で表現する。全体イメージ図及びゾーニング別のイメージ図について作成する。

オ プレオープンの内容検討

令和 8 年度のプレオープンに向け、実施内容、頻度、費用等必要事項を検討する。

カ 連携方策の検討

連携可能性のある周辺の施設や団体等との連携方策について検討する。

キ ワークショップの実施

グランドデザイン作成に当たり、周辺関係者と子ども関係団体等（プレーパーク関係者、PTA 等）でワークショップを開催（4 回程度）し、これらの関係者の意見を反映すること。そのための必要な資料作成、進行、議事録作成等を行う。

ク わんぱくの森（プレーパーク）グランドデザインの作成、取りまとめ

上記で検討、整理した内容に基づき、わんぱくの森（プレーパーク）のグランドデザインを作成、取りまとめを行う。作成するグランドデザインは読みやすいものとするため、表紙含め、A4・10 枚程度とする。

(2) 関係機関協議

ア 基本計画に基づき整備する施設に必要な林地開発協議等の事業推進に向けた関係機関協議
基本計画に基づき事業を推進するにあたり、関係機関協議（2回程度）を円滑に実施するための資料作成、協議進行、議事録作成等を行う。

(3) 打合せ

打合せは3回程度とし、その他必要と認められる場合、適宜実施するものとする。その内容については受注者がその都度記録し、市の確認を得ること。

(4) 報告書の作成

当該委託業務にあたって、調査、検討した事項等を取りまとめた報告書の作成を行う。

2 参考資料

北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画